

# ○北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号）

改正 令和4年4月8日規則第41号

北海道漁業調整規則をここに公布する。

## 北海道漁業調整規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 漁業の許可（第5条—第32条）
- 第3章 特定区域における漁業（第33条）
- 第4章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第34条—第52条）
- 第5章 漁業の取締り（第53条—第56条）
- 第6章 雑則（第57条—第61条）
- 第7章 罰則（第62条—第65条）

### 附則

#### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第57条第1項並びに第119条第1項及び第2項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、北海道における水産資源の保護培養及び漁業調整に関し必要な事項を定めることにより、その他漁業に関する法令と相まって、漁業生産力を発展させることを目的とする。

（定義）

**第2条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（申請又は届出の経由機関）

**第3条** 道内に住所を有する者は、この規則の規定により知事に申請又は届出をしようとする場合は、その住所地（第52条第1項又は第6項の許可を申請する場合にあっては、その住所地又は採捕の区域）を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して申請又は届出をしなければならない。

2 道内に住所を有しない者は、第5条第1項の許可、第7条の認可又は第33条第1項ただし書の承認の申請書を知事に提出しようとする場合は、その住所の所在する都府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

**第4条** 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を

提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

## 第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

**第5条** 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号から第5号まで、第7号から第9号まで、第18号から第21号まで、第28号及び第29号に掲げるものにあつては、組合員行使権者が営む組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) たこ漁業 海面においてたこをとることを目的とする漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (2) かに固定式刺し網漁業 海面においてかに固定式刺し網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (3) ほっけ固定式刺し網漁業 海面においてほっけ固定式刺し網により行う漁業（幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を含む。）海域及び日本海海域において動力漁船を使用するものに限る。）
- (4) めぬけ固定式刺し網漁業 海面においてめぬけ固定式刺し網により行う漁業（太平洋（オホーツク海を含み、日本海を除く。）海域において動力漁船を使用するものに限る。）
- (5) にしん固定式刺し網漁業 海面においてにしん固定式刺し網により行う漁業（積丹郡積丹岬正西の線以北の日本海海域及び目梨・斜里両郡界正東の線以北のオホーツク海海域において動力漁船を使用するものに限る。）
- (6) すけとうだら固定式刺し網漁業 海面においてすけとうだら固定式刺し網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (7) たら固定式刺し網漁業 海面においてたら固定式刺し網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (8) かれい固定式刺し網漁業 海面においてかれい固定式刺し網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (9) きちじ固定式刺し網漁業 海面においてきちじ固定式刺し網により行う漁業（別表第1に掲げる海域において動力漁船を使用するものに限る。）
- (10) さんま棒受け網漁業 海面においてさんま棒受け網により行う漁業（オホーツク海海域において動力漁船を使用するもの及び幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域において総トン数10トン未満の動力漁船を使用するものに限る。）

- (11) さんま流し網漁業 海面においてさんま流し網により行う漁業（幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域において総トン数10トン未満の動力漁船を使用するものに限る。）
- (12) はえ縄漁業 海面においてはえ縄により行う漁業（たら、めぬけ又はさめをとることを目的とするものに限る。）
- (13) すけとうだらはえ縄漁業 海面においてすけとうだらはえ縄により行う漁業
- (14) 小型さけ・ますはえ縄漁業 海面において小型さけ・ますはえ縄により行う漁業（太平洋（オホーツク海を含み、日本海を除く。）海域において総トン数10トン以上の動力漁船を使用するもの及び別表第2に掲げる海域において無動力漁船を使用するものを除く。）
- (15) きちじはえ縄漁業 海面においてきちじはえ縄により行う漁業（別表第1に掲げる海域において動力漁船を使用するものに限る。）
- (16) いか釣り漁業 海面においていか釣りにより行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (17) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業
- (18) かにかご漁業 海面においてかにかごにより行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (19) えびかご漁業 海面においてえびかごにより行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (20) つぶかご漁業 海面においてつぶかごにより行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
- (21) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業（動力漁船を使用するものに限り、第1号及び前3号に掲げる漁業を除く。）
- (22) さば流し網漁業 海面においてさば流し網により行う漁業（太平洋（オホーツク海及び日本海を除く。）海域において動力漁船を使用するものに限る。）
- (23) かじき等流し網漁業 海面においてかじき等流し網により行う漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。第9条第1項第3号において「取締省令」という。）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域においてかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とし、総トン数10トン以上の動力漁船を使用するものに限る。）
- (24) いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業
- (25) 小型まき網漁業 海面において小型まき網により行う漁業（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。）
- (26) こぎびき網漁業 海面においてこぎびき網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）

- (27) 火光を利用する敷き網漁業 海面において火光を利用し敷き網により行う漁業（第10号に掲げる漁業を除く。）
- (28) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (29) 底建網漁業 海面において底建網により行う漁業
- (30) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第29号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第30号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

**第6条** 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

**第7条** 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

**第8条** 前条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

**第9条** 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第5条第1項第1号から第29号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第30号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地（取締省令第116条第1項に規定する漁業根拠地をいう。第33条第2項第3号において同じ。）
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

**第10条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会又は関係連合海区漁業調整委員会（以下「関係海区漁業調整委員会等」という。）の意見を聴いた上で、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

**第11条** 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴かななければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

**第12条** 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（同項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 操業区域

(4) 漁業時期

(5) 漁業を営む者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

**第13条** 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産

資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

**第14条** 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

**第15条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

**第16条** 許可の有効期間は、3年とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

**第17条** 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の知事の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において必要があるときは、第1項の知事の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

**第18条** 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。



3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

**第20条** 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

**第21条** 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

**第22条** 許可を受けた者は、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

2 前項の報告は、漁業時期の終了後60日以内にしなければならない。

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

**第23条** 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第10条第1項第2号又は第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消

し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

**第24条** 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

**第25条** 知事は、許可をしたときは、許可を受けた者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 操業区域及び漁業時期

(4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数

(5) 許可の有効期間

(6) 条件

(7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

**第26条** 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を知事に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、その記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を知事に提出中である旨を知事が証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

**第27条** 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項に規定する許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

**第28条** 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

**第29条** 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付又は再交付)

**第30条** 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第14条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第17条第1項の許可（船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第18条第2項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第23条第2項又は第24条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第28条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

**第31条** 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

**第32条** 許可を受けた者は、船橋楼（船橋楼を有しない船舶のうち、機関室囲壁を有するものにあつてはその囲壁、その他のものにあつては船舶の外部）両側の最上部に別記第1号様式による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、

特別の理由により知事が当該表示に相当すると認める表示をした船舶については、この限りでない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

### 第3章 特定区域における漁業

**第33条** 何人も、別表第3に掲げる区域においては、漁業を営んではならない。ただし、法第57条第1項の許可又は船舶ごとに知事の承認を受けて営む場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の承認（以下「特定区域漁業の承認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数
- (6) その他参考となるべき事項

- 3 知事は、前項の申請書のほか、特定区域漁業の承認をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定区域漁業の承認をしてはならない。

- (1) 第10条第1項第2号に該当する場合
- (2) 申請者が第11条第1項各号のいずれかに該当する者である場合
- (3) 漁業調整のため必要があると認める場合

- 5 知事は、前項第1号又は第2号の規定により特定区域漁業の承認をしないときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いた上で、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

- 7 知事は、第4項第3号の規定により特定区域漁業の承認をしないときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴かななければならない。

- 8 特定区域漁業の承認の有効期間は、1年とする。

- 9 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

- 10 第14条、第18条、第19条及び第21条から第31条までの規定は、特定区域漁業の承認について準用する。この場合において、第18条第1項、第19条第1項第1号及び第21条第2項中「知事許可漁業」とあるのは「特定区域漁業の承認に係る漁業」と、第19条第3項中

「知事許可漁業」とあるのは「漁業」と読み替えるものとする。

#### 第4章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

**第34条** 何人も、海面において、次に掲げる漁業の方法により漁業を営んではならない。

- (1) さけ・ます流し網（動力漁船を使用するものを除く。）
- (2) さけ・ます固定式刺し網
- (3) にしん流し網
- (4) すけとうだら流し網

2 何人も、内水面において、次に掲げる漁業の方法により漁業を営んではならない。

- (1) さけ、さくらます（やまべ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域に生活する期間におけるものをいう。第38条第2項及び第41条第1項において同じ。）を除く。次号及び第38条第2項において同じ。）又はからふとますをとることを目的とする刺し網（流し網を含む。）
- (2) さけ、さくらます又はからふとますをとることを目的とする引っ掛け釣り  
(漁業の禁止期間)

**第35条** さけ又はますをとることを目的とする中型まき網漁業及び小型まき網漁業は、周年、これを操業してはならない。

2 小型さけ・ます流し網漁業は、9月1日から翌年1月31日までの間、これを操業してはならない。

3 何人も、前2項の規定に違反して9月1日から翌年1月31日までの間において採捕したさけ及びます又はそれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

**第36条** 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 刺し網（次号に掲げるものを除く。）
- (2) 流し網
- (3) 敷き網
- (4) 地びき網
- (5) 船びき網
- (6) はえ縄
- (7) 投網
- (8) どう
- (9) かご
- (10) やな
- (11) たも網（網口又は網の長さの最長部が40センチメートル以上のものに限る。）

(12) さで網（網口又は網の長さの最長部が40センチメートル以上のものに限る。）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 法第57条第1項の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第11条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散し、若しくは分割（当該採捕の許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間、その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- (4) 採捕の許可の有効期間
- (5) 条件
- (6) その他参考となるべき事項

- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を知事に提出中である者が、当該採捕の許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、その記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を知事に提出中である旨を知事が証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第9条第2項、第10条第2項及び第3項、第14条、第21条第3項、第23条、第24条並びに第27条から第31条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(保護水面及び資源保護水面等における採捕の制限)

**第37条** 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、水産動物を採捕してはならない。

- (1) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の幌内川発電所貯水池えん堤に至る間の幌内川本支流の区域
- 基点 ア 紋別郡雄武町字幌内308番地地先幌内川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 紋別郡雄武町字北幌内11番地地先幌内川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (2) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の賀老の滝に至る間の千走川本支流の区域
- 基点 ア 島牧郡島牧村字江の島252番地地先千走川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 島牧郡島牧村字千走359番地地先千走川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (3) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の後志利別川支流のメッ川本支流の区域
- 基点 ア 瀬棚郡今金町字種川227番地の1地先メッ川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 瀬棚郡今金町字種川233番地の1地先メッ川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (4) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の見市川第2砂防ダムに至る間の見市川本流の区域、見市川とテテホリ川との合流点から上流のテテホリ川の区域、見市川と

岩淵川との合流点から上流の岩淵川の区域、見市川と冷水沢川との合流点から上流の二海郡八雲町熊石大谷町5番の1地先に設置された冷水沢川治山ダムえん堤に至る間の冷水沢川の区域及び見市川と二股川との合流点から上流の1,100メートルの地点に設置された二股川治山ダムえん堤に至る間の二股川の区域

基点 ア 二海郡八雲町熊石鮎川町13番見市川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 二海郡八雲町熊石見日町286番地先見市川左岸に知事が建設した標柱の位置

(5) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の厚田川本支流の区域

基点 ア 石狩市厚田区厚田331番地先厚田川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 石狩市厚田区別狩10番地先厚田川左岸に知事が建設した標柱の位置

(6) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流のオンネベツ川本支流の区域

基点 ア 斜里郡斜里町大字遠音別字真鯉番外地地先オンネベツ川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 斜里郡斜里町大字遠音別字真鯉番外地地先オンネベツ川左岸に知事が建設した標柱の位置

(7) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の春別川とシマン川とメナシュンベツ川との合流点に至る間の日高幌別川の区域及び同合流点から上流の春別川本支流の区域

基点 ア 浦河郡浦河町字西舎331番地の1地先日高幌別川本流右岸西舎橋橋脚上流端

基点 イ 浦河郡浦河町字西舎348番地の1地先日高幌別川本流左岸西舎橋橋脚上流端

(8) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の増幌川本支流の区域（増幌川とメグマ川の合流点から上流のメグマ川本支流の区域を除く。）

基点 ア 稚内市大字宗谷村字富磯2番地地先増幌川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 稚内市大字宗谷村字増幌18番地地先増幌川左岸に知事が建設した標柱の位置

(9) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の積丹川本支流の区域

基点 ア 積丹郡積丹町大字日司町字トマリ288番地地先積丹川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 積丹郡積丹町大字野塚町2番地地先積丹川左岸に知事が建設した標柱の位置

(10) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の須築川本支流の区域

基点 ア 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌376番須築川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌243番須築川左岸に知事が建設した標柱の位置

(11) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の太櫓川と小川との合流点に至る間の太櫓川の区域及び同合流点から上流の小川本支流の区域

基点 ア 久遠郡せたな町北檜山区共和7番地先太櫓川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 久遠郡せたな町北檜山区太櫓13番地先太櫓川左岸に知事が建設した標柱の位置



- (12) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の信砂川本支流の区域
- 基点 ア 増毛郡増毛町大字阿分村字信砂309番地地先信砂川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 増毛郡増毛町大字舎熊村字ヒコベ613番地地先信砂川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (13) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の下苗太路川本支流の区域
- 基点 ア 稚内市大字宗谷村字東浦91番地地先下苗太路川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 稚内市大字宗谷村字東浦89番地地先下苗太路川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (14) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の大鴨津川本支流の区域
- 基点 ア 松前郡松前町字大津86番地地先大鴨津川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 松前郡松前町字大津6番地地先大鴨津川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (15) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の古宇川本支流の区域
- 基点 ア 古宇郡神恵内村大字神恵内村字浜中36番地地先古宇川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 古宇郡神恵内村大字神恵内村字川向山の上44番地地先古宇川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (16) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の泊川本支流の区域
- 基点 ア 島牧郡島牧村字泊73番地地先泊川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 島牧郡島牧村字豊平1番地地先泊川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (17) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の小鴨津川本支流の区域
- 基点 ア 松前郡松前町字高野7番地地先小鴨津川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 松前郡松前町字清部303番地地先小鴨津川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (18) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の止別川本支流の区域
- 基点 ア 斜里郡小清水町字止別無番地地先止別川右岸導流堤突端上に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 斜里郡小清水町字止別無番地地先止別川左岸導流堤突端上に知事が建設した標柱の位置
- (19) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の暑寒別川本支流の区域
- 基点 ア 増毛郡増毛町大字増毛村75番地地先暑寒別川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 増毛郡増毛町大字別苧村字古茶内1の3番地地先暑寒別川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (20) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の余別川本支流の区域

- 基点 ア 積丹郡積丹町大字余別町字 5 番地続300番地地先余別川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 積丹郡積丹町大字余別町307番地地先余別川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (21) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の汐泊川本支流の区域
- 基点 ア 函館市新湊町汐泊川右岸導流堤に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 函館市古川町汐泊川左岸導流堤に知事が建設した標柱の位置
- (22) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の突符川本支流の区域
- 基点 ア 爾志郡乙部町字栄浜 8 の 2 番突符川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 爾志郡乙部町字栄野 6 の 5 番突符川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (23) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の及部川本支流の区域
- 基点 ア 松前郡松前町字朝日237番の 1 地先及部川右岸河川護岸上に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 松前郡松前町字朝日111番及部川左岸海岸護岸上に知事が建設した標柱の位置
- (24) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の姫川本支流の区域
- 基点 ア 爾志郡乙部町字館浦44番姫川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 爾志郡乙部町字緑町65番の 1 姫川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (25) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流のニカンベツ川本支流の区域
- 基点 ア 様似郡様似町字旭105番の 1 地先ニカンベツ川右岸導流堤上に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 様似郡様似町字旭107番の 1 地先ニカンベツ川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (26) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の奥薬別川本支流の区域
- 基点 ア 斜里郡斜里町字朱円 8 番の 2 地先奥薬別川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 斜里郡斜里町字朱円西103番地先奥薬別川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (27) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の茂草川本支流の区域
- 基点 ア 松前郡松前町字茂草514番地先茂草川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 松前郡松前町字茂草171番地先茂草川左岸の海岸護岸上に知事が建設した標柱の位置
- (28) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の石崎川本支流の区域
- 基点 ア 檜山郡上ノ国町字石崎 1 番の 1 石崎川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 檜山郡上ノ国町字館野 1 番石崎川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (29) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の臼別川本支流の区域
- 基点 ア 久遠郡せたな町大成区宮野 1 番臼別川右岸に知事が建設した標柱の位置
- 基点 イ 久遠郡せたな町大成区平浜461番臼別川左岸に知事が建設した標柱の位置
- (30) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の歌別川本支流の区域

基点 ア 幌泉郡えりも町字歌別75番1地先歌別川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 幌泉郡えりも町字歌別82番1地先歌別川左岸に知事が建設した標柱の位置

(31) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の西別川とオンネベツ川との合流点に至る間の西別川の区域、西別川とシカルンナイ川との合流点から上流のシカルンナイ川本支流の区域及び西別川とオンネベツ川との合流点から上流のオンネベツ川本支流の区域

基点 ア 野付郡別海町本別海3番12地先西別川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 野付郡別海町本別海1番182地先西別川左岸に知事が建設した標柱の位置

(32) 次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から上流の原木川本支流の区域

基点 ア 函館市原木町93番地先原木川右岸に知事が建設した標柱の位置

基点 イ 函館市原木町94番2地先原木川左岸に知事が建設した標柱の位置

2 何人も、知事が水産資源の保護培養上必要と認めて指定した区域（内水面に限る。）及び期間（以下「資源保護水面等」という。）においては、知事が指定した水産動物（以下「保護水産動物」という。）を採捕してはならない。

3 知事は、前項の規定により資源保護水面等及び保護水産動物を指定しようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、資源保護水面等及び保護水産動物を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

5 前2項の規定は、資源保護水面等及び保護水産動物の指定を変更する場合について準用する。

6 何人も、第1項及び第2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（禁止期間）

**第38条** 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
ほっきがい	4月1日から5月31日まで	函館市御崎町と同市恵山岬町との境界から檜山・松前両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
	5月1日から6月30日まで	胆振総合振興局管内及び函館市御崎町と同市恵山岬町との境界から山越・虻田両郡界に至る間の渡島総合振興局管

		内沖合海域
	5月16日から7月15日まで	石狩振興局管内、後志総合振興局管内、檜山振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内並びに久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
	6月1日から7月31日まで	オホーツク総合振興局管内及び根室市納沙布岬から目梨・斜里両郡界知床岬に至る間の根室振興局管内沖合海域
	6月1日から8月31日まで	日高振興局管内及び根室市納沙布岬から根室市と厚岸郡界に至る間の根室振興局管内沖合海域
	6月16日から9月15日まで	十勝総合振興局管内及び釧路総合振興局管内沖合海域
あさり	7月16日から8月31日まで	釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	7月16日から9月30日まで	その他の全道沖合海域
えぞばふんうに (がぜ)	6月1日から7月31日まで	茅部郡森町・同郡鹿部町両町界から函館市御崎町と同市恵山岬町との境界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
	7月1日から9月30日まで	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	9月1日から10月31日まで	その他の全道沖合海域
きたむらさきう に(のな)	7月15日から9月30日まで	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	10月1日から10月31日まで	天塩郡幌延町・同郡豊富町両町界から枝幸・紋別両郡界に至る間の宗谷総合振興局管内沖合海域
	9月15日から10月31日まで	その他の全道沖合海域

2 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
さけ	周年	内水面
ます(さくらま)		

す、からふとま す、べにます、 ぎんます及びま すのすけに限る。 次条第1項及び 第5項並びに第 42条において同 じ。)		
やまべ	4月1日から5月31日まで	上川総合振興局、空知総合振興局、石狩振興局、後志総合振興局、檜山振興局、渡島総合振興局及び胆振総合振興局の所管区域（市の区域を含む。）の内水面（前条第1項各号に掲げる保護水面の区域並びに第41条第1項の表の2の項及び3の項に規定する禁止区域を除く。）
	5月1日から6月30日まで	日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局、オホーツク総合振興局、宗谷総合振興局及び留萌振興局の所管区域（市の区域を含む。）の内水面（前条第1項各号に掲げる保護水面の区域並びに第41条第1項の表の2の項及び3の項に規定する禁止区域を除く。）
あゆ	4月1日から6月30日まで 及び9月16日から10月31日 まで	内水面

3 何人も、前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（体長等の制限）

**第39条** 何人も、海面において、次の表の左欄に掲げる水産動物であつて、それぞれ同表の右欄に定める大きさのものを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
さけ	全長20センチメートル未満
ます	
ほっきがい	<sup>かく</sup> 殻長7.5センチメートル未満
えぞばふんうに（がぜ）	殻径4センチメートル未満
きたむらさきうに（のな）	殻径5センチメートル未満

- 2 何人も、海面において、けがにの雌がに及び甲長8センチメートル未満のけがにの雄がにを採捕してはならない。
- 3 何人も、海面において、はなさきがにの雌がに及び甲幅8センチメートル未満のはなさきがにの雄がにを採捕してはならない。
- 4 何人も、海面において、にしんの産んだ卵（振り子を除く。）を採捕してはならない。
- 5 何人も、内水面において、さけ及びますの産んだ卵を採捕してはならない。
- 6 何人も、前各項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具又は漁法の制限及び禁止）

**第40条** 何人も、次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
  - (2) もじ網を使用する漁法
- 2 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、次の表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる水産動物の採捕を目的とする場合は、適用しない。

区域	水産動物
海面及び内水面	わかさぎ ちか しらうお
海面	いかなご（こうなご） いさだ しおむし
内水面	えび

- 3 何人も、内水面において、やす又はかぎを使用する漁法（引っ掛け釣りを含む。）により水産動物を採捕してはならない。
- 4 何人も、内水面において、小型定置網又は底建網により水産動物を採捕してはならない。ただし、漁業権又は組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。
- 5 何人も、網走川のうち、網走川河口から網走湖湖口に至る区域においては、4月20日か

ら6月30日まで及び10月1日から12月31日までの間、たも網又はさで網を使用する漁法により水産動物を採捕してはならない。

(禁止区域等)

**第41条** 何人も、次の表の左欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止期間	水産動物
1 摩周湖	周年	にじます ひめます
2 然別湖のうち、次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線の北側の水域及びこれに流入する河川 基点ア 国有林2164林班と2165林班との境界線と最大高水時湖岸線との交点から最大高水時湖岸線に沿って南200メートルの地点に知事が建設した標柱 基点イ 国有林2168林班のイ小班とロ小班との境界線と最大高水時湖岸線との交点に知事が建設した標柱	周年	全ての水産動物
3 朱鞠内湖及び糠平湖に流入する河川	周年	やまべ

2 何人も、前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(河口付近等におけるさけ・ますの採捕の禁止)

**第42条** 何人も、海面のうち、別表第4の左欄に掲げる河川の河口付近及び湖沼の湖沼口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、さけ及びますを採捕してはならない。

(河口付近等における漁業の禁止)

**第43条** 何人も、海面のうち、別表第4の左欄に掲げる河川の河口付近及び湖沼の湖沼口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、小型定置網漁業、底建網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、地びき網漁業及び船びき網漁業を営んではならない。

(無許可操業等により採捕した水産動物の所持又は販売の禁止)

**第44条** 何人も、法第57条第1項の許可を受けないで採捕したけがに、はなさきがに、えぞばふんうに(がぜ)若しくはきたむらさきうに(のな)又はそれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

2 何人も、法第57条第1項の許可(中型まき網漁業、小型さけ・ます流し網漁業及び小型まき網漁業に係るものに限る。)を受けないで又は第34条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定に違反して、9月1日から翌年1月31日までの間において採捕したさけ及びます又はそれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

**第45条** 削除

(<sup>さく</sup>湖河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

**第46条** 内水面において採捕を行う者は、<sup>さく</sup>湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法により水産動植物の採捕を行う場合には、流幅の3分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(移植の禁止)

**第47条** 何人も、次に掲げる魚種(卵を含む。)を内水面に移植してはならない。

- (1) ブラウントラウト
- (2) カムルチー
- (3) カワマス

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

**第48条** 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) <sup>さおづり</sup>竿釣及び<sup>てづり</sup>手釣
- (2) たも網(網口及び網の長さの最長部が40センチメートル未満のものに限る。)
- (3) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究機関が試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

**第49条** 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 工鉦業の廃物を内水面に排出若しくは放棄しようとする者は、その種類、成分、分量並びに排出又は放棄の時期及び方法を記載した書類を提出して知事の検定を受けなければならない。

3 知事は、第1項の規定に違反する者がある場合又は前項の規定による検定の結果において、水産動植物の繁殖保護上必要があると認めるときは、その者に対して除害設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。



4 前2項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

（漁場内の岩礁破碎等の許可）

**第50条** 海面のうち第42条に規定する区域又は漁業権の存する漁場内において、岩礁、岩石若しくは沈船を破碎し、又は岩石若しくは土砂を採取（以下これらを「岩礁破碎等」という。）しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

3 漁業権の存する漁場内における岩礁破碎等に係る第1項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、水産資源の保護培養のため必要があるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

（砂れき等の採取許可）

**第51条** 内水面のうち漁業権の存する漁場内又は第37条第1項各号に掲げる保護水面の区域若しくは第41条第1項の表に規定する禁止区域において、砂れき、土又は岩石（以下「砂れき等」という。）を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

- 3 漁業権の存する漁場内における砂れき等の採取に係る第1項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 第1項の許可を受けようとする者は、前項の漁業権を有する者が、砂れき等の採取により水産資源の保護培養上通常支障がないにもかかわらず又はその他正当な理由がないのに、同意を与えない場合には、その事情を記載した書面をもって同項の同意書に代えることができる。
- 5 前項の場合において、第1項の許可を受けようとする者が同意書に代えてその事情を記載した書面を提出したときは、知事は、当該許可を受けようとする者及び当該漁業権を有する者から事情を聴取の上、必要に応じ、これらの者に対して協議することを命ずることができる。
- 6 知事は、第1項の許可をしたときは、許可を受けた者に対し許可証を交付する。

(試験研究等の適用除外)

**第52条** この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）又は内水面における伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 目的
  - (3) 適用除外の許可を必要とする事項
  - (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数
  - (5) 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
  - (6) 採捕の期間及び区域
  - (7) 使用する漁具及び漁法
  - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、許可を受けた者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
  - (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項について変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

8 第26条の規定は、第1項の許可（第6項の許可を受けたときは、その変更後のもの）を受けた者について準用する。

## 第5章 漁業の取締り

(停泊命令等)

**第53条** 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船長等の乗組み禁止命令)

**第54条** 知事は、法第57条第1項の許可又は特定区域漁業の承認を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止を命ずることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

**第55条** 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、法第57条第1項の許可又は特定区域漁業の承認（以下この条において「許可等」という。）を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可等を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可等を受けた船舶の位置を自動的に測定し、及び記録することができるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信することができるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号ア及びイに掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

**第56条** 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他適切な手段により行うものとする。

(1) 別記第2号様式による信号旗Lを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

## 第6章 雑則

(漁場又は漁具等の標識の設置に係る届出)

**第57条** 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、及びその旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

**第58条** 前条に規定する者は、同条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の設置)

**第59条** 海面において定置漁業その他の知事が別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記第3号様式による漁具の標識を水面上1.5メートル以上の高さで当該漁具の見やすい場所に設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の知事が別に定める漁業を定めたときは、これを公示しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

**第60条** 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

**第61条** この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、それぞれの申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

## 第7章 罰則

**第62条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第33条第1項、第35条、第36条第1項、第37条第1項、第2項若しくは第6項、第38条第1項、第2項（さけに係る部分を除く。）若しくは第3項、第39条、第40条（第2項を除く。）、第41条から第44条まで、第46条、第47条、第49条第1項、第50条第1項又は第51条第1項の規定に違反した者

(2) 第33条第10項及び第36条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第50条第4項の規定により付けられた条件に違反した者

(3) 第24条第1項（第33条第10項及び第36条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第10項及び第36条第13項において準用する第23条第2項、第49条第3項又は第54条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具

その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

**第63条** 第26条第1項（第33条第10項及び第52条第8項において準用する場合を含む。）、第32条、第36条第10項又は第48条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

**第64条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第62条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

**第65条** 第18条第2項（第33条第10項において準用する場合を含む。）、第20条第2項若しくは第26条第3項（第33条第10項及び第52条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第27条から第29条まで若しくは第31条第1項若しくは第2項（これらの規定を第33条第10項及び第36条第13項において準用する場合を含む。）の規定又は第36条第12項若しくは第52条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）

(2) 北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）

（試験研究等の適用除外等の経過措置）

3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第29条の規定により第36条第1項の規定によってしたとみなされる前項の規定による廃止前の北海道内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第26条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第33条の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第29条の規定により第52条第1項の規定によってしたとみなされる附則第2項の規定による廃止前の北海道海面漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第45条第1項及び旧内水面規則第52条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第45条第6項及び旧内水面規則第52条第7項の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

5 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、令和4年4月18日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 別表第1（第5条関係）

- 1 最大高潮時海岸線上目梨・斜里両郡界から32度30分の線以西及び最大高潮時海岸線上紋別・枝幸両郡界から43度30分の線以東のオホーツク海海域
- 2 幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域

### 別表第2（第5条関係）

- 1 根室市納沙布岬、同岬灯台と貝殻島西端とを結ぶ線の中心点、秋勇留島南端、北緯45度10秒東経154度59分42秒の点を順次に結んだ線及び北緯45度10秒東経154度59分42秒の点から正東の線以南の太平洋海域
- 2 北緯45度10秒の線以南の日本海海域
- 3 前2号に掲げる海域以外の海域のうち、北海道本島及びその島しょの領海の海域

### 別表第3（第33条関係）

北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線、次の各号の点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域を除いた水域

- 1 北緯44度33分9秒東経145度37分45秒の点
- 2 北緯44度20分9秒東経145度36分45秒の点
- 3 北緯44度17分39秒東経145度36分45秒の点
- 4 北緯44度9分9秒東経145度31分45秒の点
- 5 北緯43度57分9秒東経145度19分15秒の点
- 6 北緯43度55分9秒東経145度16分45秒の点
- 7 北緯43度52分9秒東経145度14分45秒の点
- 8 北緯43度48分9秒東経145度13分45秒の点
- 9 北緯43度44分9秒東経145度15分15秒の点
- 10 北緯43度41分39秒東経145度18分15秒の点
- 11 北緯43度38分39秒東経145度23分15秒の点
- 12 北緯43度37分39秒東経145度25分45秒の点
- 13 北緯43度30分9秒東経145度31分45秒の点
- 14 北緯43度32分9秒東経145度40分45秒の点
- 15 北緯43度26分9秒東経145度47分45秒の点
- 16 北緯43度25分9秒東経145度49分15秒の点

- 17 北緯43度23分27秒東経145度50分15秒の点（納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点）
- 18 北緯43度20分 9 秒東経145度51分45秒の点
- 19 北緯43度19分 9 秒東経145度52分15秒の点
- 20 北緯43度16分 9 秒東経145度52分15秒の点
- 21 北緯43度14分 9 秒東経145度53分15秒の点
- 22 北緯43度 8 分 9 秒東経145度53分15秒の点